

国民健康保険制度の改革に伴う財政支援について

四国部会提出
説明担当 吉野川市

(理由)

国民健康保険制度は、国民皆保険のもと誰もが安心して医療を受けることができる医療保険制度の根幹をなすものであるが、その財政基盤は脆弱であるとともに、加入者の高齢化や高度医療受療による医療費の増嵩や社会情勢の変化による収納率の低迷等がある中、事業の健全な運営に向け懸命に取り組んでいるところである。

今般、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律が公布され、平成30年度から国民健康保険の財政運営を都道府県単位化するに至ったが、国民健康保険制度が抱える構造的な問題の解決には至っていない状況である。

このため、国民健康保険事業が長期に安定した事業を図られるよう、国庫負担の引き上げ等の更なる財政基盤の支援措置を講じるよう強く要望する。

また、国民健康保険事業運営の都道府県単位化に際しては、被保険者ならびに市民に新たな負担が生じることがないように強く要望する。